

* * * * *
* * * * *

担い手育成・品目横断的経営安定対策推進メールマガジン（第33号）

* * * * *
* * * * *

インデックス

【1】認定農業者等の経営改善を応援します！

～認定農業者等担い手育成・確保支援事業のご紹介～

【2】地域の話題等

J A はが野における担い手育成の取組

（J A はが野、関東農政局発）

都市農業における品目横断的経営安定対策の導入に向けた取組

（大阪府担い手育成総合支援協議会、近畿農政局発）

【3】品目横断的経営安定対策Q & A コーナー

【1】認定農業者等の経営改善を応援します！

～認定農業者等担い手育成・確保支援事業のご紹介～

品目横断的経営安定対策の導入等により19年度から農業者の方に対する助成の仕組みが大きく変わることなどから、これを機に新たに認定農業者になりたい、あるいは、既に認定農業者になっている方で更なる経営改善を図りたいという方々が、全国各地でますます増えていると思いますが、そうした方々に是非ご活用いただきたい補助事業があります。

18年度から新たに始まった「認定農業者等担い手育成・確保支援事業」は、地域における話し合いをベースに担い手育成を進めていただくよう、まず、認定農業者を中心とした地域農業の将来ビジョンを「地域農業経営ビジョン」として明確化することから始めます。「地域農業経営ビジョン」は、地域の担い手のリストアップ（誰を担い手とするか）、担い手育成方針のマッピング（どの地区をどの担い手に任せるか）、農用地の利用方法の考え方（どの農地をどの担い手に集積するか）、集落内の関係者の役割分担（担い手とそれ以外の方の作業の分担をどうするか）などを内容として、地域担い手育成総合支援協議会が中心となって作成し、地区関係者を集めた説明会などを通じて合意形成を図ります。

次に、こうして地域の担い手として明確化された方に対して、戸別訪問や研修会の実施、農業経営改善計画の作成指導や経営診断の実施等により、認定農業者の認定を受けるまでの間、きめ細かくサポートします。

また、既に認定農業者となっている方に対しては、農業経営改善計画を着実に達

成していただくよう、規模拡大や能力向上のための研修会、農業経営改善計画の達成状況の把握・分析に基づいた経営指導等を行います。

更なる経営改善を目指す認定農業者の方に対しては、その多様な経営発展を支援するため、高付加価値作物の導入支援、地域特産品等を食品産業関係者と結び付けるための商談会の開催、新たな販売ルートを確保するための検討会の実施等を行います。

なお、一部を除き、集落営農組織についても同様の支援を受けることが可能となっていますので、詳しい内容は、最寄りの地域担い手育成総合支援協議会又は都道府県担い手育成総合支援協議会にお尋ねください。

- ・ 問い合わせ先：地域担い手育成総合支援協議会
都道府県担い手育成総合支援協議会
各地方農政局生産経営流通部経営課
農林水産省経営局経営政策課

都道府県担い手育成総合支援協議会、地方農政局及び農林水産省の連絡先は、「雪だるまパンフvol.8」P.46、47に掲載しています。

<http://www.maff.go.jp/ninaite/>

【2】地域の話題等

JAはが野における担い手育成の取組

(JAはが野、関東農政局発)

JAはが野は、栃木県の東南部に位置し、茂木町、市貝町、益子町、芳賀町、真岡市、二宮町の1市5町をエリアとしています。管内には、北・東部に八溝山地からなる中山間地帯、西部に芳賀台地の丘陵地帯、南部に関東平野北部にあたる平野地帯があり、また、西部に鬼怒川、東部には那珂川が流れています。このように、変化に富んだ地形を擁し、肥沃な土壌、灌漑用水にも恵まれ、いちごの一大産地である二宮町をはじめとして、米・麦・園芸・畜産と多彩な農業が営まれています。

このため、管内には多様な営農形態が併存し、担い手の育成にも多様な取組が必要とされるところですが、各地区営農センター(全6箇所)に1人ずつ設置された地域リーダーを中心に、市町村、県等の関係各機関と連携し、各地域の実情に応じた活動を精力的に行っています。

具体的には、集落座談会の開催、専任職員による農家への戸別訪問、アンケートによる集落営農への意向調査等を実施し、全ての農業者への対策の周知徹底、対策加入に向けた今後の営農に対する意向確認、対策の対象となり得る認定農業者・集落営農組織への誘導を図っているところです。

また、生産条件不利補正交付金に係る過去実績を含む農地が担い手に集積されるよう、集積状況チェックシート(各生産者の対策加入への意向、農地の権利移動先

の農業者（氏名、認定農業者・集落営農の別）、移動（予定）時期・面積の情報を
含む。）により、対策対象品目の過去の生産実績とその移動を整理し、担い手の育
成状況を確実に管理しています。

さらに、JA 栃木中央会が作成した集落営農推進マニュアル等も活用し、集落営
農組織の設立をサポートしています。

これらの地道な取組の結果として、6月27日に真岡市において集落営農組織「下
清水集落営農組合」の設立総会、7月4日に市貝町において農事組合法人「杉山営
農組合」の設立総会が開かれる等、着実に担い手育成活動の成果が現れてきていま
す。

また、集落営農組織に対する支援を強化するため、本年10月頃を目途に、JA
栃木中央会が一元経理の電算処理システムを作成中であり、集落営農組織とJAと
の資材・農産物等の取引実績等のデータを取り込み、またそれ以外の取引等のデー
タは別途入力することで、集落営農組織の収支計算や、構成員への利益分配計算等
が可能なシステムとなる予定です。

9月からの対策への加入申請までに残された期間はわずかですが、関係各機関の
協力も得ながら、更なる担い手の育成・確保に向けた取組を加速化しているところ
です。

・問い合わせ先：栃木農政事務所農政推進課

(TEL：026-633-3311(内線224、225、226))

都市農業における品目横断的経営安定対策の導入に向けた取組

(大阪府担い手育成総合支援協議会、近畿農政局発)

大阪府の総面積は1,894.31km²で、全国で2番目に小さな都道府県です。平成17
年における耕地面積は1万4500ha(全国第46位)、水田率は73.8%、水稻の収穫
量は3万1200t(全国収穫量の0.3%)、麦の作付けは0ha、大豆の作付けは81ha
となっています。

また、大阪府の農業は、土地集約型の施設園芸等の割合が高く、全国的に観れば、
土地利用型農業の割合が低くなっています。

このような状況から、大阪府下において、品目横断的経営安定対策の導入を考え
た場合、その対象として「水稻の収入減少影響緩和対策が中心となる」と見込まれ
ており、関係機関・団体から構成される大阪府担い手育成総合支援協議会が中心と
なって、制度の周知徹底、対象者のリストアップを行っています。

今回はその取り組みの一つとして、同協議会構成メンバーのひとつ、大阪府農業会
議が発行する「大阪農業時報」の品目横断的経営安定対策の周知記事について紹介
します。

その「みだし」を紹介すると、「品目横断的経営安定対策～加入の流れが明らか

に～」「基本構想の見直しなどの支援～府担い手協議会が総会～」「品目横断対策・所得特例府内農家も対象に～解説～」等となっており、記事についても、農業時報発行時における「本対策の最新の状況」「加入申請時期が農業者をはじめ、農業関係者に伝わるよう」、制度の周知や、加入への理解度を上げる工夫をしています。

同協議会の調査（府内市町村数43のうち基本構想を持つ市町村24への照会）によると、282名が品目横断的経営安定対策の対象となり得ると見込まれており、同協議会では、地域協議会などの協力のもと、これらの対象者への啓発、加入の意思確認を進めています。

また、農政事務所においても、府担い手育成総合支援協議会と連携し、制度説明会への参加、農協や市町村庁を通じた農業者への周知活動等様々な支援に取り組む予定です。

・問い合わせ先：大阪府担い手育成総合支援協議会（事務局：大阪府農業会議）

（TEL：06-6941-2701）

大阪農政事務所 農政推進課（TEL：06-6943-9691）

【3】品目横断的経営安定対策Q & Aコーナー

【水稻種子の取扱い】

Q：水稻種子を生産する農家が大半を占める（一部の農家は主食用水稻を作付けている）メンバーで集落営農の組織化を目指していますが、この組織は集荷円滑化対策及び品目横断的経営安定対策の対象となり、拠出金を支払う必要がありますか。

A：まず、集荷円滑化対策については、水稻種子も主食用米と同じく生産確定数量の内数として生産されるものであるため、生産調整メリットを受けるためには、原則として、集荷円滑化対策の生産者拠出金10アール当たり1,500円を拠出することが必要です。

ただし、種子ほ場で生産されたもののすべてを種子用として引き取るという契約が種子協会と結ばれているなど、豊作による過剰米が国内産主食用米等の需要に影響を与えるおそれがないと地方農政事務所長が認める場合は、当該ほ場の面積を控除して生産者拠出金を拠出することもできます。

次に、品目横断的経営安定対策における収入減少影響緩和対策においては、水稻種子として販売されたものは補てんの対象となりません。このため、拠出金を支払う必要もありません。

ただし、いわゆる「種子落ち」により主食用に転用販売されたものについては、補てんの対象となります。このため、このような米について補てんを受けようとする場合は、その数量を見込んだ面積を申告するとともに、拠出金を支払っていただくこととなります。

< 編集後記 >

連日蒸し暑い日が続いており、家に帰ると思わずクーラーのスイッチに手が伸びてしまうという方もいらっしゃると思いますが、クーラーの効かせ過ぎには注意が必要です。外の気温と室内の温度の差を5度以内になるように設定するといよいようです。温度差が5度以上になると、自律神経の調節がうまくいかずに体調を崩しやすくなるそうです。

それでも、外の気温が35度を超えてとても我慢できない！という日もあります。そのような時は扇風機を合わせて使ったり、クーラーの吹き出し口を水平に向けたりして部屋の空気をうまく循環させるようにするといよいようです。

当メルマガでは、皆様に活用されるメルマガを目指し、担い手育成活動の優良事例等を紹介していきます。皆様の地域での事例、ご意見、メルマガの感想等下記アドレスまでお寄せください。

電子出版：担い手育成・品目横断的経営安定対策推進メールマガジン

発行日：随時発行（週1回程度）

発行元：農林水産省 経営局 経営政策課

お問い合わせ先の電子メールアドレス：keiei_seisaku@nm.maff.go.jp

このメルマガの配信申込み、バックナンバーはこちらから。

<http://www.maff.go.jp/ninaite/mailmagazine.html>

農林水産省担い手ホームページもご覧ください！

～品目横断的経営安定対策を含む担い手への支援策、認定農業者数等、担い手情報満載！！～

<http://www.maff.go.jp/ninaite/>